

## 第8節 医療救護計画

災害発生時の応急救護は、傷病者の救命とともに弱者救済や精神不安定者の解消と生活環境安全確保を目的として、的確な情報収集により医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等と密接な連携の下に実施する。

### 1 地域災害医療連絡会議の設置

災害発生時には、災害対策本部長の要請により、保健所及び医師会により構成される地域災害医療連絡会議（以下「地災連」という。）を小樽市立病院又は保健所内に設置する。地災連議長を保健所長、副議長を医師会長として、小樽市立病院（地域災害拠点病院<sup>※1</sup>）を中心に医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係団体のほか、北海道及び外部支援機関<sup>※2</sup>と密接な連携を図り、医療救護活動を推進する。

※1 地域災害拠点病院とは、災害発生時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能のほか、医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点病院で、小樽市立病院は、第二次医療圏ごとに整備される「地域災害拠点病院」に指定されている。

※2 外部支援機関とは、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、全日本病院協会災害時医療支援活動班（AMAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、糖尿病医療支援チーム（DIAMAT）、災害時派遣精神医療チーム（DPAT）等の医療保健支援チームをいう。

#### (1) 組織

地災連の構成は保健所及び医師会を中心とするが、災害の流動的な状況に応じて、地災連の議長及び副議長の権限において柔軟に変更及び追加できるものとし、連絡組織図は別途小樽市災害医療マニュアルに定める。

#### (2) 役割

ア 災害発生直後から概ね1週間後を目途とした急性期

地災連及び小樽市立病院災害対策本部（以下、「市立病院災害対策本部」という。）は、北海道のほか、外部支援機関である災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害医療コーディネーター<sup>※3</sup>などと連携し、情報収集・医療救護活動計画の策定を行う。

※3 災害医療コーディネーターとは、北海道が委嘱し、災害等が発生した場合に、被災地に必要とされる医療の提供について調整を行い、医療救護活動を補完するため派遣される医師をいう。

イ 急性期以降の復興回復期

地災連は、地域医療の復興に向け北海道及び災害医療コーディネーターと連携し、外部支援機関と協議を行い、調整を図るものとする。

ウ 平常時

平常時から、保健所、医師会、小樽市立病院及び関係団体は、連携を強化するために災害医療体制に係る情報共有や意見交換を行うとともに、自ら被災することも想定して、災害対策マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成に努めるものとする。また、災害発生時の役割などを踏まえた実践的な教育及び研修を行なうほか、防災訓練の実施などを通して関係職員への災害への対応能力を高めるものとする。

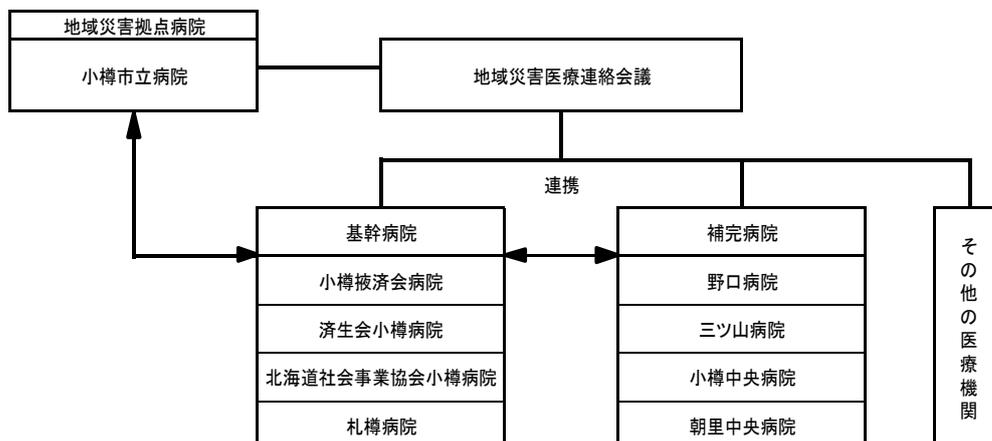
2 小樽市立病院（地域災害拠点病院）の役割

小樽市立病院は、地域災害拠点病院として災害時の医療・救護・支援の中心となるほか、市立病院災害対策本部を立ち上げ、DMATと連携し、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）を活用した最大限の災害医療の供給に努めるものとする。

3 地域災害拠点病院及び地区収容病院と患者収容

- (1) 地域災害拠点病院である小樽市立病院は、災害医療を提供する上で、中心的な役割を担う。
- (2) 地区収容病院として、以下の基幹病院と補完病院を指定するものとする。
  - ア 基幹病院として、小樽掖済会病院、済生会小樽病院、北海道社会事業協会小樽病院、札幌病院を指定する。
  - イ 補完病院として、野口病院、三ツ山病院、小樽中央病院、朝里中央病院を指定する。
- (3) その他の医療機関は、可能な限り災害応急医療にあたるものとする。
- (4) 災害発生超急性期で、かつ、災害派遣医療チームの支援がない時期においては、小樽市災害対策本部から患者収容の調整が地災連に要請されるため、地災連は、基幹・補完病院のEMIS等による病院機能及び患者受け入れ状況を把握し、市立病院災害対策本部と調整後、患者搬送先を決定する。
- (5) 患者収容調整は、小樽市立病院内の災害派遣医療チーム活動拠点本部を中心に引き継ぐものとする。

【地域災害拠点病院及び地区収容病院（基幹・補完病院）】



#### 4 救護所の設置

地災連は、市内医療機関の被災状況を勘案の上、必要に応じ北海道及びDMAT等の外部支援機関の援助の下に、救護所を設置する。なお、設置場所及び期間等は小樽市災害対策本部と協議の上決定する。

#### 5 避難所及び在宅の要配慮者対策

地災連は、EMISによる避難所情報等に基づき、障がい者、高齢者、人工透析患者、慢性疾患患者及び乳幼

児等の要配慮者に対して、外部支援機関と協働し医師・保健師等による巡回相談と診療を実施する。

#### 6 協力を要請する関係団体

地災連は、大災害発生時には多くのマンパワーと大量の薬剤や治療材料が必要となるため、予想される業務支援や各種材料等の確保について、小樽市災害対策本部を通して、次の関係団体に協力を要請し、緊急事態に対処する。特に備蓄の難しい各種医療器材や医薬品については、災害時における優先供給の確保に努めることとする。

##### 【協力を要請する関係団体】

小樽市医師会、小樽市歯科医師会、小樽薬剤師会、北海道看護協会小樽支部（災害支援ナース）、北海道臨床衛生検査技師会小樽地区会、小樽後志放射線技師会、小樽栄養士会、北海道柔道整復師会小樽ブロック、北海道理学療法士会後志支部、北海道作業療法士会後志支部等

#### 7 市域内及び市域外への搬送要請

災害現場や救護所から各医療機関等への患者搬送については、消防本部及び医療機関のほか、DMAT等の救急車を基本とするが、大災害時には市域外病院への搬送も必要となるため、災害対策本部は、市立病院内DMAT活動拠点本部及び北海道DMAT調整本部の協力の下に、速やかに北海道、札幌市、自衛隊又は海上保安本部等のヘリコプターの出動、自衛隊・警察車両等を要請する。この際、小樽市立病院屋上ヘリポートを優先使用するが、状況に応じて臨時のヘリポートを消防本部と協議し設置する。

#### 8 医療活動等

災害時の実際の医療活動等の詳細については、別途、小樽市災害医療マニュアルに定める。